

白山を登山する皆様へ 登山届は必ず提出しましょう

岐阜県では「岐阜県北アルプス地区及び活火山地区(御嶽山、焼岳、白山、乗鞍岳)における山岳遭難の防止に関する条例」により登山届の提出を義務付けています。

photo:白山 (岐阜県山岳連盟提供)

登山届対象エリア

- 白山の想定火口域から4km以内の区域(詳細は裏面をご覧ください。)

何のために登山届を出すの？

- 事前に計画を立てることで無理な登山を防止し、体力・技術にあった登山が楽しめます。
- 万が一、遭難事故にあったとき、遭難場所を特定しやすく、スムーズな救助活動を行うことができます。
- 遭難事故や噴火の発生時、家族や関係者と素早く連絡をとることができます。



登山届の提出方法

- 登山届ポストへの投函
- オンラインによる届出

山と自然ネットワークコンパス
Compass ※運営:(公社)日本山岳ガイド協会

YAMAP ※運営:(株)ヤママップ

- 右記機関への郵送、FAX、メール等

コンパス



YAMAP



提出機関

- 岐阜県防災課
- 岐阜県警察本部地域課
- 高山警察署及び郡上警察署並びに両署管内の交番・駐在所

罰則(過料)

- 登山届を提出しなかった者、虚偽の届出をした者は5万円以下の過料が科せられます。

注意事項

- 白山は活火山です。登山にあたっては、事前に登山道の規制状況等を確認し、ヘルメット等の安全装備を準備するようお願いします。

条例に関する
問い合わせ先

岐阜県 防災課 山岳遭難・火山対策室 山岳遭難対策係
TEL:058-272-1111 (内線2837)

登山届を必ず

出しましょう!